

公益社団法人 日本青年会議所

名称使用等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第82条第2号の規定に基づき、公益社団法人日本青年会議所(以下「本会」という)が、他の団体等との関係において本会の名称を使用するときの名称の表示及び形式等の適正化を図ることを目的とする。

(名称の表示)

第2条 本会が、他の団体等との関係において表示する本会の名称は、公益社団法人日本青年会議所(英文名 Junior Chamber International Japan)とする。

2 地区協議会及びブロック協議会は、他団体等との関係において本会の名称に当該協議会の名称を付して表示するものとする。

3 会議、委員会は、他の団体等との関係において本会の名称にそれらの名称を付して表示してはならない。ただし、理事会の承認を得たときは、この限りでない。

(名称の使用)

第3条 本会が、他の団体等との関係において本会の名称を使用するときは、本会の当該責任者は、形式及び内容等を記載した書面を専務理事へ提出してその許可を受けなければならない。

2 専務理事は、前項の使用を許可しようとするときは、事前に理事会の承認を得なければならない。ただし、次のいずれかに該当するときはこの限りでない。

- (1) 財政的支出を伴わないもの
- (2) 従前と実質的に同一の内容で継続するもの

3 専務理事は、前項但書により第1項の使用を許可したときは、その旨を速やかに理事会へ報告するものとする。

(地区及びブロックの名称使用)

第4条 地区協議会及びブロック協議会が、他の団体等との関係において本会の名称に当該協議会の名称を付して使用するときは、当該協議会会長の許可を受けなければならない。

2 当該協議会会長は、前項の使用を許可したときは、前条第2項但書各号に該当するときを除き、書面にてその旨を速やかに専務理事へ報告するものとする。

(名称の形式)

第5条 本会が他の団体等との関係において表示する形式は、次のとおりとする。

- (1) 共催
- (2) 後援
- (3) 協賛
- (4) 協力

2 共催とは、他の団体等が主催者となり、かつ本会も主催者となることをいう。

3 後援、協賛及び協力とは、他の団体等が主催者であり、本会がその趣旨に賛同し、援助又は共同することをいう。(本規程の準用)

第6条 本会が他の団体等との関係において次のいずれかに該当するときは、本規程を準用する。ただし、発起人となるときは第3条第2項但書を準用しない。

- (1) 発起人
- (2) 加盟
- (3) 出向

2 発起人とは、本会が他の団体等の設立又は設置等の趣旨に賛同し、これに参画することをいう。

3 加盟とは、本会が他の団体等の趣旨に賛同し、これに参加又は加入することをいう。

4 出向とは、本会が他の団体等の趣旨に賛同し、これに本会の役員等を派遣することをいう。

附 則

この規程の変更規程は、平成22年10月16日から施行する。

平成 2年 6月22日 制定

平成 8年 9月21日 改正

平成15年10月25日 改正

平成16年10月23日 改正

平成20年10月 2日 改定

平成22年10月16日 改正

20 年 月 日

公益社団法人 日本青年会議所
専務理事 殿

団体名
役 職
氏 名 印

公益社団法人 日本青年会議所 名称使用について (依頼)

下記事業における、公益社団法人日本青年会議所の名称使用をご許可いただきたくお
願い申し上げます。

記

- ・ 事 業 名
- ・ 事 業 内 容 概要のわかる資料、事業計画書、事業予算書等を添付
- ・ 名称使用期間 年 月 日～ 年 月 日まで
- ・ 名称使用の形式 共催・後援・協賛・協力・その他 ()
- ・ 拠出金の有無 有 ・ 無 (金額 円)
- ・ 主催団体及び他の後援、協力、協賛団体
主 催：
後 援：
協 賛：
協 力：
- ・ 連 絡 先

団 体 名：

担 当 者 名：

住 所：

TEL/FAX：

20 年 月 日

公益社団法人 日本青年会議所
専務理事 殿

〇〇地区／ブロック協議会
会長 印

公益社団法人 日本青年会議所 〇〇地区／ブロック協議会
名称使用等に関する報告書

名称使用等に関する規程第4条に基づき、本会の名称使用等をいたしましたので下記の通りご報告申し上げます。

記

- ・事業名
- ・事業内容 概要のわかる資料を添付
- ・名称使用期間 年 月 日～ 年 月 日まで
- ・名称使用の形式 共催・後援・協賛・協力・その他（ ）
- ・拠出金の有無 有 ・ 無（金額 円）
- ・相手先団体名：
- 代表者名：
- 住所：
- TEL／FAX：
- 本会担当者名：
- 所属：
- 住所：
- TEL／FAX：